

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 7 年度
計画主体	徳島市

## 徳島市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 徳島市経済部農林水産課  
所在地 徳島県徳島市幸町 2 丁目 5 番地  
電話番号 0 8 8 - 6 2 1 - 5 2 5 2  
F A X 番号 0 8 8 - 6 2 1 - 5 1 9 6  
メールアドレス norin\_suisan@city.tokushima.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・サル・シカ・ハクビシン・アライグマ・カラス・カモ・カワウ・ドバト
計画期間	平成27年度～平成29年度
対象地域	徳島県徳島市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成25年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹（みかん等）	253万円、0.4ha
	野菜（馬鈴薯、筍等）	105万円、0.48ha
	水稻	104万円、1.1ha
	しいたけ	60万円、0.02ha
	土地損壊・人身危険	—
サル	果樹（栗等）、野菜 人身危険	—
シカ	果樹（みかん等）	46万円、0.08ha
ハクビシン	果樹、野菜	32万円、0.1ha
アライグマ	—	—
カラス	果樹、野菜 糞害・汚損	—
カモ	野菜（ブロッコリー等）	—
カワウ	あゆ	1000万円
ドバト	糞害・汚損	—
計		1,600万円、2.18ha

(2) 被害の傾向

イノシシ) 山地とその周辺全てが生息域であり、食害や土地損壊など。市内中心部の眉山周辺での出没情報が増加し、土地損壊や人身危険などの被害が増加している。

サル) 神山・佐那河内から市南部の山間地域に周遊。一宮を中心とする上八万地区、八多を中心とする多家良地区にて大きな農業・生活被害。100頭を超える群れもおり、人慣れも進んでいる。

シカ) 数年前と比べて生息域が拡大。町村境周辺では果樹や苗木の食害が激化している。

ハクビシン) 山間部だけでなく、市街地にも進出。果樹や野菜の食害だけでなく、民家の屋根裏や軒下での糞害や騒音被害なども多発している。

アライグマ) 徳島市を含め、周辺地域にも目撃・捕獲例があり、潜在的に生息していると思われるが、存在を確認できていない。

カラス) 眉山や南部の山間部をめぐらし、吉野川沿岸地域の野菜や、南部地域の果樹の食害など。市街地での滞留による糞害、人慣れによるいたずら被害も増加している。

カモ) 吉野川沿岸において葉菜類、養殖ノリ等の食害被害。

カワウ) 吉野川・勝浦川に生息。あゆ等への食害。

ドバト) 都市部に生息。建築物に営巣して糞害による被害。

### (3) 被害の軽減目標

#### 被害面積

指標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成29年度)
イノシシ	2.0ha	1.8ha
シカ	0.08ha	0.07ha
ハクビシン	0.1ha	0.09ha
計	2.18ha	1.96ha

#### 被害金額

指標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成29年度)
イノシシ	524万円	472万円
シカ	46万円	41万円
ハクビシン	32万円	28万円
カワウ	1,000万円	900万円
計	1,600万円	1,441万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市と地区猟で有害鳥獣捕獲に関する委託契約を締結し、捕獲班員30～40名が市内一円にて通年で捕獲活動</li> <li>・国補の交付金を活用し、市の鳥獣協議会がイノシシ用の捕獲オリ等を30基程度購入し、地区猟捕獲班等が運用</li> <li>・市や協議会で小動物用の捕獲オリを各2、3基購入し、建物内における小動物捕獲許可の際に併せて貸出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟期の猟区以外は通年で捕獲活動を行いたいが、地区猟から狩猟への配慮を求められ、効果的に活動できていない</li> <li>・特に市中心部の眉山保護区における捕獲活動について捕獲オリが不足気味</li> <li>・有害捕獲におけるくくり罠の使用は禁止しているが、シカ捕獲用に必要だと考えられる</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H25より国補の交付金や市単補助等を活用し、市内24地区等で総延長45km程度の侵入防止柵を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域で侵入防止柵の需要はあると考えられるが、必須となる地元住民の意識醸成が不十分</li> </ul>
鳥獣のモニタリングに関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元住民や猟友会員からの聞き取り等により、鳥獣の出没頻度や生息量などについて推測</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特にサル対策として必要な、発信機による行動モニタリングについて、現場人員確保が必要</li> </ul>

(5) 今後の取組方針

まずは地域における侵入防止柵の設置及び維持管理。やる気のある地区への設置は一巡したので、知識の啓蒙と需要掘り起しに努める。その次のステップとして、さらにやる気のある地区での集中的な事業により、緩衝帯などの生息環境管理やICTを活用した先進的施策を進める。

サル対策については、次のステップとして発信機による群れの継続的なモニタリングと悪質性の高い個体を選別しての個体数管理が必要なので、発信機設置のための捕獲と、そのための現場人材雇用の体制整備及びその準備に努める。

捕獲活動については、全体の効率的な個体数減少の観点から、その地域で捕獲しやすい場所での捕獲に努め、個別の被害対応は侵入防止柵の設置を推奨する。また、地区猟とも折衝を進め、より効率的な捕獲体制の整備を目指す。

最後に、市の広報紙や地元CATV局等を活用し、鳥獣被害の存在及び市の姿勢の周知、なにより役所内での問題意識の醸成を図り、最終的には自然環境の管理という大局的な観点からの行政対応を求めていく。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

徳島地区猟友会と委託契約を結び、有害捕獲・個体数調整を実施する。個人捕獲許可、農業者のわな免許取得の補助、国補での侵入防止柵設置に附帯する捕獲オリの導入を組み合わせた、地域での捕獲体制の整備。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
27	イノシシ ・シカ	国補の交付金を活用した捕獲機材の導入
28	イノシシ ・シカ	国補の交付金を活用した捕獲機材の導入
29	イノシシ ・シカ	国補の交付金を活用した捕獲機材の導入

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ・シカについてはそれぞれ県作成の特定鳥獣保護管理計画に基づき、その他鳥獣は鳥獣保護事業計画に基づき、直前3カ年の有害捕獲実績数の平均値と増減傾向をもとに設定。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	27年度	28年度	29年度
イノシシ	200	200	200
サル	5	5	10
シカ	20	30	40
ハクビシン	10	10	10
カラス	100	100	100
カモ	20	20	20
カワウ	50	50	50
ドバト	20	20	20

捕獲等の取組内容	
(イノシシ)	猟区は夏季のみ、眉山・月ノ宮保護区は通年で捕獲オリによる有害捕獲で対応。
(サル)	モニタリングの後、悪質性の高い個体を選別して捕獲。
(シカ)	銃器を用いて有害捕獲及び個体数調整で対応。 有害捕獲でのくくり罠の解禁も検討する。
(カラス)	カラス檻で予察捕獲。
(カモ)	銃器を用いて有害捕獲で対応。
(カワウ)	銃器を用いて有害捕獲で対応。
(ドバト)	駆除業者に対する有害捕獲許可で対応。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	27年度	28年度	29年度
イノシシ シカ・サル	侵入防止柵 15,000m	侵入防止柵 15,000m	侵入防止柵 15,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
27	サル 全鳥獣	モニタリング体制の検討・準備 広報・講習会等による対策の普及啓発活動
28	サル 全鳥獣	モニタリング体制の整備 広報・講習会等による対策の普及啓発活動
29	サル 全鳥獣	モニタリング体制の整備・運用 広報・講習会等による対策の普及啓発活動

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	徳島市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
徳島市農林水産課	事務全般
徳島地区猟友会	有害捕獲・個体数調整
徳島県東部農林水産局	鳥獣被害対策に対する指導
J A 徳島市	農作物の被害状況・捕獲機器の情報提供
徳島中央森林組合	森林被害の状況報告
鳥獣保護員	有害捕獲の現地確認

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年1月17日に設置。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ・シカは埋設及び自家消費。  
サル・カラス・鳥類は埋設及び焼却。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし。